

ならケアマネ支援ネット規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は「ならケアマネ支援ネット」という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は代表が別途定める。

(活動地域)

第3条 この会の活動拠点を奈良県中南和とし、適時必要に応じて県内各所で開催する。

第2章 目的・事業

(目的)

第4条 本会は、主任介護支援専門員及び介護支援専門員等専門職（以下、「介護支援専門員等という」）における専門的教育並びに研究を通してその専門性を高め、介護支援専門員等の資質の向上と、関連する知識、技術の普及を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 介護支援専門員等の質の向上を図るための研修等の事業
- ② 基礎学習のための学習会の開催
- ③ 介護支援専門員等の普及、啓発活動
- ④ 会員相互の連携や親睦を図る事業
- ⑤ 地域包括ケア推進に関わる活動
- ⑥ その他本会の目的達成にするために必要な事業

第3章 会員

第6条 この会は、本会趣旨に賛同し以下の条件に該当するものをもって組織する。

- ①主任介護支援専門員及び介護支援専門員であること
- ②年会費及び参加費を納入したもの
- ③その他、運営員会の同意を得て代表が許可したもの。

(入会)

1 ならケアマネ支援ネットに入会しようとするものは、代表に入会届けを提出しないとイケない。

(年会費及び参加費)

2 ならケアマネ支援ネットに入会するものは以下の年会費を納入しないといけない。

①年会費 2000 円 (9月以降の途中入会者は半額とする)

第4章 組織

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- ①代表 1名
- ②副代表 若干名
- ③運営委員 若干名
- ④会計 1名
- ⑤監事 若干名
- ⑥顧問 若干名

2 役員は総会において、会員の中から選出する。

3 代表は本会の代表として、本会の運営全体を統括する。

4 副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時はこれを代行する。

5 会計は、本会の会計全般を処理する。

6 運営委員は、本会全体の運営と事業を担当する。

7 監事は、本会の運営並びに経理を監査する。

8 顧問は、本会及び運営委員会に助言を行う。

(任期)

第8条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会と運営委員会とする。

2 総会は会員をもって構成する。

3 運営委員会は役員をもって構成する。

4 総会並びに運営委員会は代表が招集し、その議長となる。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、参加費、寄付金その他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日をもってあてる。

(委任)

第11条 この規約に定めのない事項及び本規約の実施に関して必要な事項は、運営委員会で定める。

付則

1 この規約は、令和元年 9 月 12 日から施行する。

2 令和2年4月30日一部改正

3 令和3年4月1日一部改正